



国保だより

佐賀県・佐賀県市町国民健康保険・国保組合・佐賀県国民健康保険団体連合会

第228号
令和7年
2月作成

- 音声読み上げ機能
(Reading Aloud)
- 多言語自動翻訳機能
(Multi-lingual Translation)

こんなときは14日以内に 加入・脱退の届け出を!

国保に加入するときや脱退するときなど、健康保険の資格内容に変更が生じる場合はお住まいの市町(国保組合)の国保担当窓口へ届け出を必ず行ってください(自動では切り替わりません)。

引っ越しをした

加入

ほかの市区町村(国保組合)から転入したとき

脱退

ほかの市区町村(国保組合)へ転出したとき

※同じ市町(国保組合)内で住所が変わったときも届出が必要です。



他の健康保険へ加入(脱退)した

加入

- ・職場の健康保険を脱退したとき
- ・職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき

脱退

- ・職場の健康保険へ加入したとき
- ・職場の健康保険の被扶養者になったとき



生活保護の受給

加入

生活保護を受けなくなったとき

脱退

生活保護を受けるようになったとき



佐賀県国保CMタレント 山田章仁・ローラ夫妻

出生・死亡

加入

子どもが生まれたとき

脱退

被保険者が死亡したとき



その他の 内容等の変更

- ・世帯主、氏名が変わったとき
- ・世帯を分けたり、一緒になったりしたとき



- ・修学等のため、別に住所を定めるとき
- ・保険証等をなくしたり、汚れて使えなくなったとき など



●マイナ保険証を利用している(オンライン資格確認ができる)場合でも、国保担当窓口への届け出は必要です。

あなたも

使っていますか? マイナ保険証

マイナ保険証の有無などの条件に応じて、医療を受けるときに持参するものがそれぞれ異なります。

発行済みの保険証の有効期限内

発行済みの保険証の有効期限が切れたあと

※それぞれ下記の中から選択できます。

マイナ保険証を持っている人	☐ 発行済みの有効な健康保険証 ☐ マイナ保険証 ☐ マイナ保険証+資格情報のお知らせ (オンライン資格確認ができない医療機関等)	☐ マイナ保険証 ☐ マイナ保険証+資格情報のお知らせ (オンライン資格確認ができない医療機関等)
マイナンバーカードを持っているが、保険証利用登録をしていない人	☐ 発行済みの有効な健康保険証 ☐ 資格確認書*	☐ 資格確認書*
マイナンバーカードを持っていない人	☐ 発行済みの有効な健康保険証 ☐ 資格確認書*	☐ 資格確認書*

*資格確認書は、マイナ保険証を未保有で、発行済みの健康保険証が使えなくなった(持っていない)人または、健康保険の資格内容に変更があった人に交付されます。

★マイナ保険証を利用すると、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除になったり、マイナポータルにより服薬歴などを情報共有して、より良い医療を受けられるようになったりするなど、さまざまなメリットがあります。まだ利用していないという人は、ぜひ、マイナンバーカードの保険証利用登録をご検討ください。



▲マイナポータル

詳しくはお住まいの市町(国保組合)の国保担当窓口までお問い合わせください。

病気やケガをしたときは

国保の給付が受けられます(療養の給付)

病気やケガをしたとき、医療機関等で保険証等(または資格確認書)を利用すれば、一部負担金を支払うだけで次のような医療を受けられます。

診療

入院
看護

医療処置
手術

在宅医療
看護

訪問看護
[医師が必要と
認めた場合]

など



こんなときも給付が受けられます

● 出産したとき

被保険者が出産したときは、**出産育児一時金**が支給されます(妊娠85日以降であれば、死産・流産でも支給)。原則として国保から医療機関に直接支払われます。(直接支払制度)。

※会社を退職後、半年以内に産まれた方は、在職時の医療保険から一時金が支給されることがあります。



● 死亡したとき

被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った人に申請により**葬祭費**が支給されます。



● 移送の費用がかかったとき

医師の指示により、緊急やむを得ず入院や転院が必要となった場合に移送の費用がかかったときは、申請して認められると**移送費**が支給されます。



いったん全額自己負担したとき

次のような場合には、いったん全額自己負担となりますが、国保の窓口申請して認められれば、自己負担分を除いた額があとから払い戻されます。

● 病院などでやむを得ず、保険証等を提示せずに治療を受けたとき



● 医師が治療上必要と認めた、治療用装具(コルセット・ギブス等)を購入したとき



● 輸血のための生血代がかかったとき(医師が必要と認めた場合)



● はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき(医師の同意書が必要)



● 海外渡航中に医療機関にかかったとき(治療目的で渡航した場合は除く)



● 医療費などを支払った日、葬祭をした日などから2年を過ぎると支給されませんのでご注意ください。

こんなときは国保が使えません!

✕ 病気とみなされないもの

- ◆ 健康診断・人間ドック・予防接種
- ◆ 正常な妊娠・出産
- ◆ 経済上の理由による妊娠中絶
- ◆ 美容整形・歯列矯正
- ◆ 軽度のシミ・アザ・わきが など

✕ ほかの保険が使えるとき

- ◆ 業務上(仕事や通勤中)のケガや病気
→ 労災保険の対象となります



✕ 保険給付が制限されるもの

- ◆ けんか、泥酔などによるケガや病気
- ◆ 故意の事故や犯罪によるケガや病気
- ◆ 医師や保険者の指示に従わなかったとき



健康づくりの目印情報

歯科健診に行きましょう



歯科健診の
メリット

- 早期治療で医療費を節約できる
- 正しい歯磨きで歯周病・むし歯を予防
- 歯磨きでは取り除けない歯石を除去
- 生活習慣病の予防につながる

歯周病は歯を失うだけでなく、体全体の健康を蝕む病気と深い関わりがあることがわかってきました。歯を大切にすることはもちろん、元気な体を守るために、定期的に歯科健診を受けましょう。

脳梗塞



糖尿病

心疾患

誤嚥性肺炎

早産・低体重児出産

【歯周病と関わりのある主な疾患】

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

VEGETABLE
OIL INK

再生紙、植物インキを使用しています。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。